

多摩市告示第二九七号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の市道路線の区域を変更する。その関係図面は令和七年五月二十一日から二週間、多摩市役所都市整備部道路交通課において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十一日

多摩市長 阿部 裕行

一 区域変更路線

整理番号		路線名		区域変更区間		区域変更区間に関する		備考
一		一一一四号線		関戸二丁目九―二地先 関戸二丁目九―八地先		幅員（m）	延長（m）	
				旧	新			
				三・九五〓三・九六	三・九五〓三・九八			
				三六・四五				一部の区域変更

二 区域変更期日 令和七年五月二十一日